

消費税確定申告の対象となる課税期間において旧税率（3%、4%、6.3%）が適用された取引がない場合（新税率（6.24%、7.8%）が適用された取引のみの場合）の消費税及び地方消費税の申告について、現行の消費税付表1-1及び付表4-1を使用すると、「合計地方消費税の課税標準となる消費税額」の端数処理が正しく行われず、地方消費税額が100円多く計算される場合があることが判明しました。

様式の改訂を実施しておりますので、旧税率が適用された取引がない場合の消費税及び地方消費税の申告書を作成される際には、新たな様式をご利用ください。

### ○ 地方消費税の計算に影響が生じる事業者

消費税及び地方消費税の確定申告において、地方消費税の計算に影響が生じるのは、その課税期間中に、旧税率（3%、4%、6.3%）が適用された取引がなく、かつ、消費税が納税申告となる場合であり、以下のような事業者が納税申告書を提出する場合に影響が生じると考えられる。

#### ① 個人・法人共通

- ・ 令和元年10月1日以後開業（設立）し、かつ、課税事業者選択届出書を提出し課税事業者となり、かつ、納税申告書を提出する事業者
- ・ 令和元年10月1日を含む課税期間が課税事業者であり、かつ、令和元年9月30日までの間に旧税率が適用された取引がなく、かつ、納税申告書を提出する事業者
- ・ 課税期間特例適用事業者、かつ、令和元年10月以後開始する課税期間について納税申告書を提出する事業者
- ・ 令和元年10月1日以後開始する課税期間の消費税中間申告（仮決算）を提出する事業者

#### ② 法人のみ

令和元年10月1日以後設立し、かつ、「消費税の新設法人」又は「消費税の特定新規設立法人」に該当する法人、かつ、納税申告を提出する法人

### ○ 正しい計算方法

(④+⑤+⑥)	控除不足還付税額	(付表1-2の②×欄の金額)	73,916	73,916
(⑦-⑧-⑨)	差引税額	(付表1-2の③×欄の金額)	108,307	108,307
(②+③-⑦)	合計差引税額	(③-⑧)	00	00
(⑩-⑪)	控除不足還付税額	(付表1-2の④×欄の金額)	34,394	34,394
(⑫-⑬)	差引税額	(付表1-2の⑤×欄の金額)	0	0
(⑭-⑮)	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	(⑭-⑮)	-20,848	-20,848
(⑯)	譲渡還付額	(付表1-2の⑥×欄の金額)	9,674	9,674
(⑰)	割納税額	(付表1-2の⑦×欄の金額)	-30,548	-30,548
(⑱-⑲)	合計差引譲渡割額	(⑱-⑲)	674	9,700

旧税率なし

旧税率が適用された取引がない場合  
(新税率のみの計算を行っている場合)で、⑬E欄がプラスのとき

- ・ ⑬E欄は100円未満の端数を切り捨てた金額を記載
- ・ ⑮E欄に、「⑬E欄×22/78」を記載する（⑭E欄の記載不要）。

100円の差が生じる。

上段：正当  
下段：現状

※ 納付すべき地方消費税額については、100円未満の端数を切り捨てることとなるため、計算結果によっては影響が出ない場合がある。